

# 「冤罪と誤判」 前坂俊之著 田畑書店 (1982年5月刊)

(このドキュメントは 1982年5月に「田畑書店」から出版したものです。

裁判員制度が2009年5月から始まりますが、約30年前の「日本の刑事裁判の現状はどうであったのか」、「なぜ、死刑冤罪事件が多発していたのか」を当時、新聞記者として、警察、検察、裁判所を回りながら、具体的な冤罪のケースにふれながら、その問題点を考えたものです。

内容的には確かに古くなってはいますが、現在も冤罪を再生産していく構造は余り変わっていません。その点で、旧版のままで、裁判員になった皆さんの参考になればと公開いたしました。差別用語、その他で不穏当な部分もありますが、原文のままで掲載しています。)

## 6. 検挙率の神話

日本の驚異的な経済成長によって、外国人による日本研究が盛んである。そのなかで、優れた経済力と並んで外国人が議に驚くのは、わが国の治安状態の良さ、犯罪の少なさ、警察力の優秀さであるという。E・F・ヴォーゲルの『ジャパン・アズ・ナンバーワン』、デイビッド・ベイリーの『ニッポンの警察』などは、日本の警察を世界一と礼賛している。

だが、日本の警察が世界云どうか。これには容易に答えられない。同一民族のわが国、四方を海でさえぎられた日本。国と国とが接して緊張関係にいつもあるヨーロッパ諸国や、多民族が雑居するアメリカとは一概に比較できない。

それに「世界一の日本警察」の背景には、長い間、農耕的な社会の共同体の中で生きてきたおとなしい日本人、儒教的な規範による恥と体面の文化などが、犯罪の発生にたいしてブレーキをかけている面を見過せない。

ただ、わが国の警察の優秀性を示す指標として、いつも引き合いに出されるのが検挙率である。鈴木卓郎『日本警察の秘密』は各国の強盗窃盗の検挙率（一九七八年度）を次のようにあげている。

<強盗検挙率>		<窃盗検挙率>	
①日本	七八・〇%	①日本	五二・七%
②西ドイツ	五四・三%	②イギリス	三六・四%
③イギリス	二九・九%	③西ドイツ	二九・九%
④フランス	二七・二%	④アメリカ	一八・一%
⑤アメリカ	二五・九%	⑤フランス	一七・九%

鈴木氏は「捜査能力の指標である検挙率（解決率）を比較すると、どの罪種で見ても日本が第一位である。たとえば強盗や窃盗罪で見ると歴然とする」と指摘している。だが、数字上の統計では高い数字が出たにしても、それで即世界一といえるかどうか。

国際刑事警察機構（ICPO）パリ本部のレイモンド・E・キャンダル国際協力部長はこの点を疑問にして、こう指摘した。

「検挙率比較の高低だけで世界一というのは問題がある。世界一という認定は統計がきめることではなくて、その国の市民の受けとめ方できめるものだ」

検挙率の高さは、確かにわが国の警察の捜査力の優秀さを反映している。だがここで、わが国の捜査で重点を置かれている「余罪捜査」が検挙率をアップさせていることを忘れてはならない。わが国のように、一件でも起訴すると、

余罪捜査と称して代用監獄に長期拘留し、特に窃盗などは一人で余罪数百件を自白させるというような例が、はたして外国にあるかどうか。

前章にみた、世界に類をみない「代用監獄」という制度が、この窃盗余罪数百件というような、信じられない自白を引き出す魔法の箱になっているのだ。

いうまでもなく、検挙率とは発生件数にたいする検挙、解決件数の比である。検挙率を上げる場合に、たくさんドロボウを捕えるやり方と、逆に一人のドロボウにたくさん自白させる方法とがある。そして、現在の捜査はもっぱら後者に力を入れている。常習窃盗者を捕まえ、一件でもたくさん自白させ、検挙率を上げようというやり方である。

こうすれば、確かに労少なくして検挙率は大いに上がる。しかし、そこに陥し穴はないのか。問題はないのか。ここにこそ、隠された冤罪が集中しているのではないだろうか。

殺人や強盗で無期や死刑になるかも知れない冤罪者は必死で無実を叫ぶだろう。だが、軽い刑罰の場合は冤罪を叫ぶケースはまれである。無実を叫んでみると裁判が長びき、逆に長く拘束される結果になる。それよりもやってないものを認めても早く出たほうが得だという心理が働く。

窃盗の判決では一〇件も三〇件も刑罰にさして違いはない。取調官は余罪を一件でも引き出すと捜査能力を認められ、評価される。だから、ドロボウはそのお礼としていろいろな優遇を受ける。ここに世界一の検挙率の神話が生まれる。

表面化しないデッチあげ、検挙率の実態を、過去に裁判になったケースなどからみてみよう。

一九七四年（昭 49）十二月十八日、大阪地裁で、住所不定、無職、淵原公比古の窃盗、恐かつ、凶器準備集合などの公判で、窃盗については無罪の言い渡しがあつた。淵原は一審では約七十件の窃盗を認めて有罪になったが、控訴審では志して「大阪高石署の捜査員の歓心を買うためウソの自供をした」と窃盗を全面否認、大阪高裁が審理のやり直しを地裁に求めていたのである。

淵原は、全国各地で現金や品物など約七十件、五六〇万円相当を窃盗した疑いなどで起訴され、一審では懲役四年の判決があつた。高裁になって、淵原は七十件の窃盗はすべて否認した。「(昭和) 四四年に一度だけ盗みをしてつかまったことはあるが、それ以後盗みは一度もしていない。ウソの自供は好待遇を受けた刑事を裏切れなかつたから迎合自供した」

ウソの自供と警察での好待遇の具体的な内容とは、どういうものだったのか。

①拘置所では金もなく、融通もきかないので、以前世話になった高石署刑事が「ええ事件があれば自分に教えろ」と言ったのを思い出し、「五十件

ほど事件がある」とウソをついて、高石署留置場に移監してもらった。

- ②高石署では担当刑事が当座の小遣いとして三千円をくれ、一九七二年（昭47）十一月十八日ごろ、午前の調べを休み、窃盗現場検分の名目で、三人の刑事と堺市七道のボウリング場「オレンジボウル」でボウリングをして遊んだ。
- ③翌年三月ごろにも、ボウリングに行き、喫茶店にも連れていってもらった。
- ④署の近くの貸本屋へ毎日のように行かせてもらい、本を借りた。
- ⑤署内では刑事の炊飯器を使って御飯を炊くなど、自炊で好きなものを食べられた。
- ⑥好待遇され、刑事からは「窃盗件数は多いほど自分の手柄になる。何件あっても刑は同じだ」と言われ、架空の窃盗をつぎつぎに自供した。

淵原はこうして一八〇〇件も自供したのである。このうち約七十件が起訴の対象になったのだが、すべてがウソというわけだ。弁護士は「窃盗はいくらやっても刑は同じだと被告を説得するなど、法律の無知につけこみ、利益誘導して自白させた。自白の証拠能力はなく無罪だ」と主張した。

控訴審では検察側が独自に調査したが、刑事が「ボウリング場、喫茶店、貸本屋に連れて行ったのは事実だ」として、反証するのを放棄、無罪を事実上認めた。これがいわゆる留置場天国事件の概略である。

余罪の水増しのケースは全国の警察に共通する現象で、代用監獄の項でもふれた千葉県警であった事件はとりわけ悪質でひどいケースである。一都七府県で一億円以上の二〇〇八件を自白したドロボウの余罪が、裁判所ではわずか五件しか認定されなかったのである。

在日韓国人のA（当時四六歳）は一九七六年（昭51）一月、千葉市内の会社員宅に盗みに入って家人に発見され、かけつけた千葉中央署の警察官に逮捕された。Aは一九七一年（昭46）ごろから、計二〇〇八件の盗みを働いたことを自供する。Aは前科七犯の常習累犯窃盗犯だが、二千件以上という件数は毎日一件働いても五年以上かかるという膨大な数だ。常識的に考えてもおかしいと思うであろう。そこを常習ドロボウだからやりかねないと思うのは、見込み捜査や冤罪の陥穽である。

千葉県警の機関紙『旭光』（一九七六年十月号）はれいれいしく書いていた。「五十一年十月までの忍び込み事件の検挙率は実に一二四・九%、これは千葉中央署で検挙したAの自供事件二千八件が好成績に結びついた。これがなければ、検挙率は四〇%台にとどまった」

Aからウソの自白を引き出した刑事は、「千葉県警本部長賞」「関東管区警察局長賞」を受賞したのである。検挙率のいいかげんさが象徴されているのである

う。

二〇〇八件のなかには、同じ日に千葉県八千代市と、北九州市小倉南区で盗みをしていたことになっていた。新幹線か飛行機で飛ばせば不可能ではないが、わずかに数万円の窃盗にこんな馬鹿な真似をするはずがあるまい。また、ある日には千葉県内だが、数十キロも離れた八千代市、我孫子市、千葉市内と三件を、午前二時半から同四時までの間にスピード犯行を重ねたことになっていた。車でトンボ返りしても、こんな犯行が無理なことはいうまでもない。

刑事は A の酒好きなのを見込んで、酒を飲ませては協力させたのである。被疑者に酒を振舞うことが許されるはずはない。明らかに利益誘導であり、好待遇によってウソの自白を積み重ねていったのである。犯行現場に連れ回る度ごとに、刑事は A に酒をふるまった。A は全部で八〇回ほど刑事から酒をすすめられたが、一番多かったのは引当りや外出時で三五回。取調室では三三回、検事調べや裁判の帰りが一〇回だったという。

一九七七年（昭 52）十二月二十日に千葉地裁はこの窃盗事件に、五件以外は無罪の判決を下した。

一般の市民にはどうも理解できないこのような検挙件数のデッチあげや水増しを、刑事はなぜ不正までしてやるのだろうか。そこには、件数を増やすことが刑事の優秀さの証明であり、立身出世へとね返る、現在の警察の構造が浮き彫りにされる。警察の点数制度、検挙件数一辺倒が原因なのだ。検挙件数の多さを誇り、検挙率の世界一を自慢する、その姿勢が、第一線の刑事がデッチあげをしても件数を増やし、人権を踏みにじっても平気な体質を生んでいるといえよう。

点数制度は全国の警察で行われている。窃盗犯検挙月間というのを設けて、集中的にドロボウ取締りを実施している各府県警もある。箸別の窃盗検挙率をグラフなどにして競争させる。各刑事課長は検挙率を一％でも上げようと血まなこになってドロボウを追いかけ、捕まえれば一件でも自白させようと必死になる。余罪の多いドロボウに目をつけて、各署が奪い合いのドロ試合に発展する。

また、検挙数の水増しのテクニックは、ある刑事が次のように内部告発している。

「まず、被害届の中から同一手口らしい比較的古い被害届をより出す。新しい場合には、もし本当の犯人が捕まって、白供した中に入っているとバレる心配がある。ひとわり抜き出されて、後に残ったものはバレる可能性は少ない。こうして水増しして自分の手柄にしているんですよ。何千件も自供したといっても、実際に起訴されるのは何十分の一ですからね。裏付けがとれた確実なも

のはそれだけ少ないということです」

点数主義が昂じると、刑事と被疑者が協力したり、なれ合ってデッチあげする手口から、さらにいちだんとエスカレートする。取調官が被害届だけで調べをまったくせず、勝手に調書を偽造して件数を増やしていくという、前代未聞の事件まで起きてくる。点数主義、件数主義で幹部が部下の尻をたたき、部下も自分の成績になるので点数主義に奔走する。忙しくて取調べる時間がないと、人権侵害しても点数を上げることに熱中する。検挙率が生んだ恐ろしい人権侵害の端的な例が、峰山署調書偽造事件である。

この事件は一九七三年（昭 48）に京都府下で起きた。同年八月三十日、京都府中郡大宮町の B 少年とその母親が京都家裁宮津支部に出頭した。約二カ月前に B はオートバイに二人乗りして転倒、同乗者に二週間のけがをさせた。その過失傷害容疑で呼ばれたのである。事故について、取調べがいちおうすんだあと、調査官は書類に目を通しながら、顔を上げた。

「君は四十六年にちょっとしたことをやっているな。」

「……」

「コカコーラを盗んでいるな」

「?……」

B は調査官が何のことを言っているのかわからなかった。何度も首をかしげた。

「警察に呼ばれたことがあるだろう」

調査官はそんな B の態度にイラついたのか、たたみかけてきた。

「そんなことはありません。」

B はそばにいた母親の顔を見てきっぱり否定した。

「何、ウソを言うな。窃盗をやっているやないか。警察から書類が送致されているぞ」

家裁の調査官は声を荒らげた。しかし、B も母親も心当りはまったくなかった。

翌日、母親は思いあまって、峰山署に真相を確かめに行った。刑事課長に面会した。そこで、B を含む六人の少年が指印している簡単な供述調書をみせられた。

「担当者が変わったので、よくわからんが、こうして指印まで押してあるのだから、あんたの息子さんに間違いないだろう」

判事課長は、うるさい、といった調子だった。母親はそれでも納得がいかなかった。盗んでいないのに、調書がなぜあるのか。息子がウソを言っているのか、供述調書がニセものなのか。母親は息子ら二人の少年を同署に行かせ、両

手の指紋をとり、照合してくれるように頼んだ。

結果はすぐに出た。指紋を照合した警察官は青くなった。部下から報告を受けた峰山署長は、脳天を殴りつけられたようなショックを受けた。事件は隠すにはあまりに大きく単純であった。

九月三日夜。府警本部長、峰山署長らは府警本部で緊急の記者会見を行い、事件の内容を発表した。その夜、深夜まで峰山署長は六少年の自宅をつぎつぎに回わり、畳に頭をすりつけてお詫びした。保護者は詳細なことを知りたがったが、峰山署長は「明日の新聞をみて下さい」とくり返すのみで、内容は話さなかった。

翌日の各紙は大々的にこの事件を報道した。「前代未聞」「信じられない不祥事」「非常識きわまる」と大きな見出しで、きびしい批判的な言葉が並んでいた。

「六少年を犯人にデッチあげ、アリバイも確かめず、調書は自分らが押印」（朝日）

「六少年、知らぬ間に窃盗犯。調書デッチあげ、二警官を免職処分に。名指し通報だけで調べもせず」（毎日）

「中学生六人、二警官が窃盗をでっちあげ。供述調書を偽造、住民の情報だけで送検」（読売）

事件は次のようなものだった。

宮津署刑事課長・塩谷清警部（当時、峰山署刑事防犯係長）と、前野誠吾巡查長（同係員）の二人は一九七一年（昭 46）七月二十日ごろ、住民から「中郡大宮町の食料品店からコカコーラ二ダースが盗まれた。犯人は近くの中学生六人らしい」との情報を受けた。

二人は他の事件処理に追われていて、この情報は捜査もせず、そのまま放置していたが、年末も近づき、書類整理のため、塩谷らは少年を呼び出しもせず、取調べもいっさいしないまま、「私が盗みました」という供述書や事件捜査報告書を作成、当時の署長に報告、署長の公印をもらって十一月二十四日付で京都地検峰山支部に簡易送致していた。

あまりに幼稚で単純な手口といえよう。こんなことをすれば、すぐバレると思うのが常識だが、これは「簡易送致」の盲点を巧みにしているのだ。簡易送致は再犯の恐れのない微罪処分の少年に適用される手続きで、被害調書は特に必要とせず、送致を受けた検察庁や家庭裁判所は、少年を出頭させず、取調べをせずに処分することになっている。本人や家族には送致されていますよという通知も行かないから、いっさいわからない仕組みになっている。

この盲点を巧みにについて、少年にはバレる心配がないと思ってデッチあげたのである。ただ、供述書の署名の字体は少年が書いたような稚拙な感じを出す

ために、二人で手分けしてわざと下手に書いて、塩野、前野の指で押印していた。このバレるはずのないデッチあげが、B少年が交通事故を起こし、家裁に出頭したことから明るみに出たのである。

頭隠して尻隠さずで、塩谷らは決定的な指印に自分たちのものを押しているので、弁解はいつさいできなかつた。塩谷は「書類の整理に追われ、少年を呼んで取調べる余裕がなかつた。住民からの情報は精度が高く、ことの重大さを認識せず、安易な気持でニセの供述書を作成した」と自供。前野も「上司にいわれるままに調書を偽造した」と府警監察官に述べた。

京都府警は塩谷を懲戒免職、前野を論旨免職処分にし、公文書偽造、同行使の疑いで捜査を始めたところ、塩谷のデッチあげはこれだけにとどまらず、これ以外に七件の窃盗事件でニセ報告書の偽造が判明した。

やはり一九七一年十二月ごろ、峰山署管内の民家でカメラ一台が盗まれた事件で、被疑者とされた少年の事情を聴かず、供述調書の内容、署名、指印を勝手に押し、少年事件簡易捜査報告書をデッチあげて京都地検峰山支部に送致していたのである。また、被害届が出ていない事件なのに、被害者の署名、指印を勝手に偽造したり、供述調書で少年の指印をとるのを忘れた事件で、あとで勝手に調書をつくり、同じように署名、指印を押すなど、デタラメをくり返していた。塩谷は峰山署防犯少年係長時代に少年事件は計一五件しか扱っておらず、このうち約半分の七件がデッチあげや偽造だったのである。

これが「京都峰山署警察官調書偽造事件」の大筋である。前例のない、きわめて悪質な人権侵害である。もしB少年の母親が調べなかつたら、六少年は本人たちはまったく知ることなく、窃盗歴がついて回ったろう。それが捜査の第一線の責任者によるデッチあげなのだ。

事件が発覚した直後に、京都弁護士会は特別調査委員会を設置して調査を開始した。塩谷は「被害申告の情報は確度が高かつた」と最後まで言い張ったが、同弁護士会が直接、被害商店にあたって調べたところ、驚いたことに、被害事実もないことがわかつた。この店主は「当時は大型冷蔵庫にコーラを入れていたので、そこから二四本も一度に盗み出すことは無理。問屋から配達されてきたコーラが店先に置き忘れられて盗まれるケースも考えられるが、そんな事実はなかつたし、警察に被害届を出したこともない」と述べた。被害事実もなく、すべて架空のデッチあげとわかつたのである。

ところで、このような子供じみたデッチあげを行った塩谷は、一九五八年（昭33）に警察官になって以来、巡査部長、警部補と順調に昇進、三十六歳の若さで一九七三年（昭48）三月に警部になった。京都府警でも異例の早い昇進で、将来を約束されていた。勉強家で、同僚の一人が「彼の持っていた警察六法は



どのページを開けても赤い傍線がいっぱいだった」(京都新聞、一九七三年九月十二日) というほどだった。

警察六法をそれほど熱心に勉強しながら、塩谷はもっとも大切な人権擁護についてはまったく学ばなかったようだ。そのスピード昇進の秘密は、機械的に六法を暗記し、機械的に点数をあげて、被疑者の人権を無視しても平気な体質にある。

デッチあげ警官は点数主義の優等生というこの事件は、幹部の発言にも反映している。鍛冶府警本部長は「誠に申し訳ない。本人たちは安易な気持で取扱ったようだが、警察官としての基本的な心構えができていない」と陳謝したが、その横から、阪本警務部長は「二人は職務熱心のあまり思慮浅薄からやったもの。悪質故意犯とは認められない」と“本音”を吐いた。

少年をドロボウに仕立てても、職務に熱心ならば悪質でなく、調書という公文書を偽造しても故意犯でないとする警察の体質は驚くほかはない。同じようなことも七件もくり返したのが悪質でないとするなら、今後も同じような人権侵害は続くであろう。市民の権利を守るという、いちばん基本的な姿勢が、幹部から末端まで見事に欠落していることを示している。

毎年二回、京都府管でも「窃盗犯検挙強化月間」を設けて検挙率アップに奔走していた。そんな点数主義、検挙率への盲信が、こんな脱線を生んだ原因であった。

京都新聞(同年九月十八日)の「出なおせ、京都府警」は、次のように書いた。

「強化月間がスタートした直後、ある署では決まって入口、壁を問わず、『窃盗犯検挙強化月間』の垂れ幕を張りめぐらせる。別の署では刑事課長が“努力目標”を示し、『しっかりがんばれ』とゲキを飛ばす。刑事課のふん囲気が殺気立ってくるのもこのころだ。ドロボウを探して、日夜、捜査活動が続く。そして、月間もなかば過ぎるころ、府警捜査三課から『中間統計表』が届く。被害発生、検挙件数、検挙率が、あき巢、忍び込みなど具体的な項目ごとに示され、実績が各署比較となって表されてくる。成績の良い刑事課長は面目をほどこし自己満足にひたり、逆に低迷している署の刑事課長の表情は陰しくなる。

『あの顔が耐えられない。一生懸命やっても、ドロボウ三人に当たらないこともある。つい無理なことをしたくなることもあるのです』と、有能なベテラン刑事……」

さらに、これが進むと、「どんぶり自供」などと同じ数字操作が始まる。「Bたれ」である。

「刑事部内で『Bたれ』と呼ばれるのがある。“たれ”は被害届。わかりやす

く言えば、警察に『自転車がなくなった』と被害届を出す。この時、警察では『盗まれたのか紛失したのかわからない』という理由で、正式に被害届に記載せず、B 被害とすることもある。このほか軽微な被害は、たいてい B になる。この被害は、いわば統計上の被害届にはのせない。だから、B をふやせばふやすほど検挙率はあがる勘定。逆の見方をすれば、ドロボウを一人つかまえるより、被害届を B に落としたほうが楽で効率が良いというわけだ。

府警内部では『B たれ』を、いかにうまく、問題を起こさずにつくるかが捜査三係長（窃盗犯担当）のウデともっぱらの評。その数は全被害届の二割近くのにぼるとみられ、まさに点数主義の典型」

検挙率の内幕をこれほどズバリと書いたものはめずらしい。同年九月十八日に参議院地方行政委員会で、この「B たれ」が槍玉に上げられ、警察の点数制度の腐敗が追及された。警察庁の丸山官房長は「"B たれ" という陰語は知らなかったが、今度の事件をきっかけに、確かに一線の警察官の間で実際に行われているのを知って驚いている。今後、このような事件処理をしないよう、厳重に教育する」と陳謝した。

ところで、以後このような検挙率の弊害は改まったのだろうか。

私が兵庫県内のある警察署を担当していた一九七八年のことである。A という副署長がいた。署長の下ナンバー2 である。A は雑談をしながら、私に得意然とこんなことを言った。

「刑事は犬と同じだ。相手の顔色空目で読む。こわいとなると、叱られないように仕事はするが、たいしたことはないと思うとナメてかかる。ドヤしつけて、気合を入れることが一番だ。犬と同じや。わしがかつてある署で刑事課長をしていた時分に、毎月の計画表を提出させて、月末に班長以下、全員を並べて成績を発表した。目標を達成できなかった班は、班長を全員の前でこっぴどく叱り上げた。これは効果テキメン。下の者が責任を感じて、負けまいと頑張って成績は一挙に上がった。窃盗の検挙率はその年、二〇〇パーセント以上になって、県警本部から表彰されましたよ」

この A 副署長はこうしたやり方で昇進し、今では署長になっている。記者が取材している目の前でも、五十歳近い部下を、聞くに耐えられないほど叱りつける。一種の見せしめであり、同席していた記者のほうが可哀そうになり、いたたまれないほどだった。

この A 副署長の下に、B という刑事一課長がいた。若手で、やり手と評判の課長だった。この課長も転勤してきた第一声が「ドロボウの検挙率を二倍にしよう」であった。

警察がいちばん問題にするのは、常にドロボウである。市民生活に密着して

いるし、発生も多い。ドロボウを丹念に捕まえておれば、居直り強盗や殺人などのケースも未然に防止できる。強行犯もドロボウを捕まえることにより発生の予防にもなるし、市民の警察への信頼も高まり、一石二鳥というのである。

この署の場合も、前年まで検挙率は県下平均の半分にも満たない悪い成績だった。やり手の B 課長を引っぱったのも、この検挙率を少しでも上げるためだった。B 課長になって、驚くなかれ、わずか四カ月で前年度の検挙数を突破した。一年間で前年度の二・五倍にも検挙率ははね上がったのである。B 課長も得意満面で、記者連中にこんな自慢話をした。

前任署でも、B 課長はわずか二カ月で前年度のドロボウの検挙率を上回らせた。この時、管内に常習窃盗者で、俗にいう“上玉”が住んでいた。B 課長は、この男を徹底して見張ってドロボウに入る現場を押えろと指示を出した。二十四時間の常時監視を行った。

他府県の二、三の署もこの男をマークしており、競争になった。管内の“上玉”をよそにさらわれてはというので、この男の自宅前に張込みし、徹底して尾行した。ところが、この男もなかなかのしたたか者。尾行をうまく撒いてしまう。何度も尾行に失敗した。侵入やドロボウのそぶりはピクリとも見せない。どうしてもシッポを出さないの、刑事もほとんど弱って、B 課長に電話で指示を求めてきた。B 課長は「顔色はどうや」と聞いた。「青白いし、覚せい剤をやっているような目です」という報告が返ってきた。

覚せい剤の検出は一週間かかる。この段階では何も身柄を拘束する用件はない。B 課長は「覚せい剤中毒の疑いがあるので、検挙じゃなくて、保護しなさい」と指示した。これならば、法律にふれるわけではない。翌日、「保護室から出して、二時間以内にうたわせ（自白させろ）」と B 課長は厳命した。結局三時間後にこの男は自白し、逮捕された。他署からは「やり方がきたない」と非難が集中したという。B 課長は「何をいうか。法にふれたことはしていない。腕の差や」と、ケロツとしていた。この窃盗男が検挙率を一挙に上げた恩人になったことはいうまでもない。

この B 課長について、もうひとつ鮮明に印象に残っていることがある。刑事室で私は課長席の前に座って雑談していた。その時、すぐ横で窃盗で捕まった二十歳すぎの男が片手錠で取調べられていた。

「オイ、〇〇や。お前もコソコソ、自動車盗や車上狙いなどせんで、もっと大きいことをやれや。コソドロじゃつまらんぞ。コロシでもやってないんか。エー」

と B 課長が話の合い間に、この男に大声で怒鳴った。若い男は首をすくめ愛想笑いを浮かべて、何も返事はしなかった。まるで大きい犯罪を望む口ぶりで

あった。B課長の体質を目のあたりに見る思いがした。

これは別の署の番だが、窃盗などで前科十三犯の男を、刑務所を出所十四日後に軽犯罪法違反で現行犯逮捕した。自転車置場で自転車にさわっていたのを、不審だというので引っかけたのである。ドライバー状のものを持っていたというのを口実にした。“叩けばホコリが出る上玉”と同署は喜び勇んだが、結局、四十八時間で釈放せざるをえなかった。「残念や。出所後すぐやから、もう少し泳がせておけば、いい玉で検挙率も上がったのに……」と、その副署長はガッカリした様子で私に話した。

警察の余罪、検挙率アップの捜査の一断面がここに示されているであろう。

昭和五十五年版『警察白書』によれば、ドロボウの検挙率は十年前からジリジリ上がり、一九七九年（昭54）は最高の五四・七%を記録した。ちなみ一九七二年（昭47）は四七・五%、一九七五年は空・六%、一九七八年は五二・七%だった。このなかに、以上にあげたような水増しはないかどうか。

ICPOのキャンダル国際協力部長は、検挙率ではなく、国民の受けとめ方で警察の優秀さは判断すべきものだと言及していたが、まさしく正論であろう。デッチあげや水増しによる検挙率の高さを市民は歓迎するわけがない。

（つづく）<禁転載>©